

相続放棄申述受理証明書の申請方法について（放棄をしたご本人以外の方が申請する場合）

1 1年以内に「相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会」をしている場合

照会回答から1年以内であれば、照会の際に提出した書類を流用するので、以下の書類を提出してください。照会回答から1年を経過している場合には、2の場合と同様の書類を提出してください。

(1) 申請書（朱書部分を記入してください。）

郵便切手 円	(印紙は消印しないでください)	
事件番号	<input checked="" type="checkbox"/> 令和 3 年(家)第 1234567 号	号
	<input type="checkbox"/> 平成 年(家)第 号	号
1 交付 下記の書類を 2 送達(ア申立人 イ相手方 ウ当事者双方 エ) としてください。 (該当するものに印をつけてください。)		
<input checked="" type="checkbox"/> 1 目 統 放 棄 限 定 承 認 申 述 受 理 証 明 書	<input checked="" type="checkbox"/> 2 通	2 調 停 調 書 正 謄 本 通
3 遺 言 書 検 認 調 書 謄 本	通	4 審 判 書 正 謄 本 通
5 審 判 確 定 証 明 書	通	6 送 達 証 明 書 通
7 取 下 証 明 書	通	8 不 成 立 証 明 書 通
9 証 明 書 ()	通	10 通
送達場所	<input type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> 相手方 〒	
令和 3 年 8 月 1 日	備 考 欄	
申 請 人 ● ● ● ● 印		
Tel. 090 (1234) 5678		
諸 書	上記書類を郵送した。	

- (2) 有無照会をした方に交付される「検索結果一覧」のコピー
- (3) 代理人が照会の際に提出した委任状に「受理証明申請及び証明書の受領」が委任事項に記載されていない場合は、その旨の委任状が新たに必要になります。
- (4) 手数料（1通につき収入印紙150円）
- (5) （郵便での返送を希望する場合）返信用封筒と返信用切手84円

2 1年以内に「相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会」をしていない場合

以下の書類を提出してください。

- (1) 申請書（上記参照のこと）
- (2) 被相続人と申請者の利害関係を証明する資料（例 申請人が被相続人の債権者であるときは契約書等，申請人が相続人の一人であるときは申請者が被相続人とつながる戸籍等）
- (3) 申請者の住民票（本籍地が表示されているもの）
- (4) 委任状（弁護士を代理人として委任するとき）
- (5) 手数料（1通につき収入印紙150円）
- (6) （郵便での返送を希望する場合）返信用封筒と返信用切手84円

いずれの場合も裁判官の許可が必要なため、申請日即日の証明書交付は行えません。

また、事案に応じてこれらの他に疎明資料の提出を求められることがあります。